

# 「(仮称) 第4次宇都宮市障がい者福祉プラン(素案)」に対する パブリックコメントについて

## 1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見の募集期間 平成 26 年 1 月 31 日 ～ 2 月 24 日 まで
- (2) 意見の応募者数 2 名 (男性 2 人, 女性 人)  
意見数 10 件
- (3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	電話	計
人数			1	1		2

## 2 意見の処理状況

区分	処 理 区 分	数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	5
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みと考えるもの	4
C	計画の参考とするもの	1
D	計画に盛り込まないもの	0
E	その他、要望・意見等	0
	計	10

## 3 意見の概要と市の考え方について

### ① 障がい者制度改革の動向について (3件)

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
1	「障害者権利条約」については、障害者権利条約は平成26年1月20日に批准書を国連事務局に寄託され批准され、1月22日公布、2月19日発効となったことを書き加えるべきである。	A	ご意見を踏まえ、下線部分のとおり修正いたします。 (3ページ) ・・・障がい者への差別を禁止する「障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、 <u>平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障害者権利条約」が発効となりました。</u>
2	「障害者基本法の改正」については、難病も含まれるようになったことも述べた方がよい。	A	ご意見を踏まえ、下線部分のとおり修正いたします。(4ページ) ・・・障がい者の定義が「 <u>障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受けるもの</u> 」と見直され、 <u>難病も障がいの一つに含まれるようになりました。</u>

3	<p>(4) 「雇用・就業の分野」については、改正障害者雇用促進法の大きな特徴が、①障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応、②法定雇用率算定基礎の見直し（精神障がい者を算定基礎に加える）であることも述べるべきである。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、下線部分のとおり修正いたします。（6ページ）</p> <p>・・・就業機会の拡大による職業的自立を図る目的で、平成25年4月1日から、民間企業における障がい者の法定雇用率が2.0%に引き上げられました。</p> <p>また、平成25年6月19日に公布された「改正障害者雇用促進法」では、「障害者権利条約」の批准に向けた対応として、雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止や、障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について定めるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加し、これについては平成30年4月1日から施行されることとなりました。</p>
---	--	---	---

② 本市の障がい者の状況について（1件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
4	<p>自立支援医療は、精神通院医療、更生医療、育成医療の3つがあるので、「身体の障がい」を除く・軽減するための「更生医療」だけでなく、精神通院医療、育成医療の需給状況についても記述すべきである。</p>	A	<p>ご意見を踏まえ、自立支援医療の需給状況について、精神通院医療及び育成医療の需給状況を追加いたします。（14ページ）</p>

③ 基本目標について（1件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
5	<p>基本目標1の「障がい者が住み慣れた地域・・・」の表記については、障害者権利条約（第19条）および「障害者基本法（第3条）では、障がい者が他の人と平等に、住みたい場所に住み、受けた教育を受け、地域社会におけるサービスを利用できるように、障害者の自立した生活と地域社会への包容について定めていることから、「住み慣れた地域」というよりは「住みたい場所」とした方がよいと思う。</p>	A	<p>「住み慣れた地域」につきましては、ご意見をいただきました「障害者権利条約」や「障害者基本法」の趣旨を踏まえ、生まれ育った場所に限定するものではなく、「障がい者が住みたいと思う地域」という考えで用いておりますことから、「住み慣れた地域」の表現について、説明を追加いたします。（52ページ）</p>

④ 相談支援について（1件）

意見番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
6	<p>相談窓口の存在を知らない人や、寝たきりで社会参加できない人、障がいを恥として心の障壁を取り外せない人など、社会の片隅で右往左往している人、じっと耐え忍んでいる人たちに情報を与えていただきたい。例えば、市役所または相談支援センターが、障がいに関する集約中継基地の機能を担い、何時でも何事にでも対応し、関係機関と連携しながら個別対応できるようにしてほしい。また、何事にでも応じられる相談窓口があることを全市民に周知徹底していただきたい。</p>	B	<p>障がい者やその家族が地域で安心して生活するためには、いつでも気軽に相談できる、身近な相談窓口が必要でありますことから、本プランにおきましては、主要取組に「地域における相談支援体制の充実」を掲げ、障がい者生活支援センターの再編を行うとともに、中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を設置するなど、地域における相談体制の充実を図ってまいります。</p>

⑤ その他（4件）

意見 番号	意見の概要	処理区分	意見に対する市の考え方
7	障がいの有無にかかわらず，互いの違いを認め合い，支え合い，障がい者が社会的障壁を感じる事のない社会を実現し，障がい者の自立と社会参加を促すような福祉プランの策定を，是非お願いします。	B	賛同の意見として承ります。 本プランに掲げる基本理念の考え方におきまして，ご意見をいただきました社会の実現を目指すことを盛り込んでおり，基本理念の実現に向けた各施策を推進してまいります。
8	（精神障がい者の）アウトリーチを取り入れたサポートチームを編成していただきたい。	B	精神障がい者に対する地域生活支援については，保健師等による精神保健相談・訪問指導を実施し，精神障がい者の適切な医療機関の受診や社会復帰に向けて支援するほか，個々のケースに応じ，医療・福祉・生活支援などの面から総合的に支援しております。 今後も，精神障がい者が地域で自立した生活を維持できるよう，県をはじめとする関係機関等との連携を深め，きめ細かな支援を実施してまいります。
9	当事者やその家族が，何の気兼ねもなくふらりと立ち寄れる居場所を地域ごとに提供していただきたい。	C	障がい者の居場所につきましては，障がい特性や程度に応じた活動ができるよう，障がい者福祉センターなどにおいて文化・教養・スポーツ活動ができる場を提供するほか，地域活動支援センターなど日中活動の充実に努めております。 また，地区社会福祉協議会が運営する，高齢者や障がい者，子どもなどを対象とした「ふれあい・いきいきサロン」について，障がい者が積極的に利用できるよう，障がい者に対する情報提供や，地域の理解促進を図ってまいります。
10	障がい者の灯として，宇都宮を日本一の「福祉の町」にしていきたい。	B	本プランに掲げる基本理念の実現を目指し，各施策に取り組むことにより，障がい者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく安心して暮らせる，福祉のまちづくりを推進してまいります。